



## 次期成年後見制度利用促進基本計画の目標等に関する委員意見

令和3年10月25日

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 次期基本計画で目指すべき方向性や目標等に関する委員意見

## 目標に関する意見

- 成年後見制度利用促進法第12条第2項第1号により、成年後見制度利用促進基本計画ではその利用の促進に関する目標を定める必要がある。次の5カ年における目標を定めることは重要。これに基づいてKPIも作られた。
- 成年後見制度の利用に関する必要性・補充性の原則や、成年後見制度が権利擁護支援の最後の手段であることを、是非次期計画の目標に掲げていただき、成年後見制度以外の権利擁護支援の手段を拡大してほしい。
- 権利擁護支援を進める上での重要な核の一つが司法（家裁や法律職）である。身近な相談窓口で司法・法律職による助言や支援を受けられるようにすることで相談支援の基盤としての権利擁護支援の内実が担保できる。必要な人が必要な時に司法や法律職による権利擁護支援を受けられるようにすること、こうした支援の敷居を低くしていくこと、言い換えれば本人らしい生活を地域で支える福祉と司法の連携強化を目標として考慮してほしい。

## KPIに関する意見

- 実行目標としてのKPIが重要。市民後見人や法人後見の養成に関するKPIの設定が必要。これらは国や都道府県がKPIの達成に向けてしくみや予算を併せて検討する必要がある。また、家裁との連携における課題として後見人の交代や協議会への参加などがある。後見人の交代に取り組んでいる家裁の数や、協議会に参加する家裁の数などのKPIを設定することで、全国の家裁が課題を認識共有し、KPIを意識することで連携が促進され、運用の工夫の積み重ねとなることを期待する。
- 中間取りまとめでは都道府県の役割の重要性が強く打ち出されている。KPIについても都道府県の取組を検討すべき。

## 参考：現行基本計画の目標

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律では、基本計画に「成年後見制度の利用の促進に関する目標」を盛りこむこととされている（第12条第2項第1号）。
- 現行基本計画では、以下のとおり目標を定めるとともに、取組の工程管理のため工程表を定めている（4ページ）。また、専門家会議でKPIを定めている（認知症施策推進大綱にも位置付け。5ページ）。

### 現行基本計画の目標（目次）

#### ①今後の施策の目標

##### ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

- (a) 利用者に寄り添った運用
- (b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進

##### イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

- (a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備
- (b) 担い手の育成

##### ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

- (a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実
- (b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果

##### エ) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

# 参考：現行基本計画の工程表

|     |   | 2017年度<br>(平成29年度)                                 | 2018年度<br>(平成30年度)                                 | 2019年度<br>(令和元年度) ※ | 2020年度<br>(令和2年度)       | 2021年度<br>(令和3年度) |
|-----|---|--|--|---------------------|-------------------------|-------------------|
| I   | 制度の周知   | パンフレット、ポスターなどによる制度周知                               |  |                     |                         |                   |
| II  | 市町村計画の策定  | 国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ                  |  |                     |                         |                   |
| III | 利用者がメリットを実感できる制度の運用<br>・適切な後見人等の選任のための検討の促進<br>・診断書の在り方等の検討<br>・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等 | 適切な後見人等の選任のための検討の促進                                | 新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ                             |                     |                         |                   |
|     |   | 診断書の在り方等の検討  |  |                     |                         |                   |
|     |   | 意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等                    |  |                     |                         |                   |
| IV  | 地域連携ネットワークづくり<br>・市町村による中核機関の設置<br>・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進  | 中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備                           |  |                     |                         |                   |
|     |   | 相談体制・地域連携ネットワーク構築支援<br>(各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等) | 相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築                           |                     |                         |                   |
| V   | 不正防止の徹底と利用しやすさの調和<br>・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等<br>・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討                    | 金融機関における自主的な取組のための検討の促進                            | 取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討 |                     |                         |                   |
|     |   | 専門職団体等による自主的な取組の促進                                 |  |                     |                         |                   |
| VI  | 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討  | 医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理                |  |                     | 参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善 |                   |
| VII | 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し   | 成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等<br>目途：平成31年5月まで         |  |                     |                         |                   |

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行った。

# 参考：現行基本計画に係る K P I

| 工程表における記載                             | K P I（令和3年度末の目標）   |             |
|---------------------------------------|--|-------------|
|                                       | 項目   | 数値等の目標      |
| I 制度の周知                               | ・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数<br>（参考値）・成年後見制度利用者数（保佐・補助・任意後見割合を含む）                            | 全1741市区町村   |
| II 市町村計画の策定                           | ・市町村計画を策定した市区町村数   | 全1741市区町村   |
| III 利用者がメリットを実感できる制度の運用               | ・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定   | 全47都道府県     |
|                                       | ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数   |             |
|                                       | ・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入   |             |
|                                       | ・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定                                 |             |
| IV 地域連携ネットワークづくり                      | ・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数  | 全1741市区町村   |
|                                       | ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数  | 800市区町村     |
|                                       | ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数   | 200市区町村     |
|                                       | ・協議会等の合議体を設置した市区町村数  | 全1741市区町村   |
|                                       | ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数  | 3500人       |
| V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和                   | ・全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合<br>※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。 | 50%以上       |
| VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討 | ・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供  |             |
| VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し               | ・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し   | 措置のある法律 190 |